

令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯等支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における物価高への支援の追加策として、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯等支援給付金（以下「住民税非課税世帯等給付金」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 住民税非課税世帯等給付金は、前条の目的を達するために、鎌倉市（以下「市」という。）が贈与する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 住民税非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下、「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号に該当する世帯とする。

(1) 非課税給付金（令和6年度に住民税非課税である世帯）

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である世帯。

(2) こども加算給付金（令和6年度こども加算対象世帯）

前号に定める世帯のうち18歳以下の者（平成18年4月2日から基準日までに出生した者（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。））又は基準日の翌日から令和7年7月31日までに出生した者（以下「対象児童」という。）のいる世帯。ただし、世帯主である18歳以下の者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、基準日の翌日から、令和7年7月31日までに出生した者は、基準日以降に第1項に定める世帯に世帯変更があった場合でも、原則として基準日時点において、住民税非課税世帯等給付金の対象要件を満たすものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは支給要件を満たさないものとする。

(1) 令和6年度市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税が課されていない者を含む世帯

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項第2号に定める世帯の世帯主と生計を同一にしていない児童については、対象児童の要件を満たさないものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、支給対象者とする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給する住民税非課税世帯等給付金の金額は、次の各号に定める額のとおりとする。

(1) 非課税給付金

前条第1項第1号に定める世帯に支給する非課税給付金の金額は、3万円とする。

(2) こども加算給付金

前条第1項第2号に定める世帯に支給するこども加算給付金の金額は、世帯に属する対象児童1人につき2万円とする。

(受給権者)

第5条 住民税非課税世帯等給付金の受給権者は、支給対象者となる世帯の世帯主とする。

(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。)

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 住民税非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号の令和6年度住民税非課税世帯給付金確認書（以下「確認書」という。）の提出若しくは第2号の令和6年度住民税非課税世帯給付金申請書（以下「申請書」という。）並びに第3号の令和6年度こども加算給付金申請書（以下「こども加算申請書」という。）による申請を行う。

- 2 申請者は、確認書若しくは申請書並びにこども加算申請書（以下「申請書等」という。）を郵送等により市に提出する。
- 3 市は、前項に基づき申請書等を受領したときは、すみやかに審査を行い、要件を満たす者から順に申請者から通知された金融機関の口座に振り込みを行うものとする。なお、申請者が金融機関に口座を開設していない場合や、金融機関から著しく離れた場所に居住している等、口座振り込みによる支給が困難な場合に限り、市の窓口又は現金書留により現金支給を行うものとする。
- 4 申請者は、非課税給付金、こども加算給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(プッシュ型支給の方式)

第7条 市は、前条の規定に関わらず、令和5年度鎌倉市低所得世帯支援給付金支給事業実施要綱の第4条第1項、鎌倉市低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金支給事業実施要綱の第3条第1項、令和6年度鎌倉市低所得化世帯等支援給付金支給事業実施要綱の第3条第1項、令和6年度鎌倉市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱の第3条第1項の規定（以下「各要綱」という。）により給付を受けた者が、令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯等支援給付金支給事業実施要綱第3条に掲げる支給要件を満たす世帯の世帯主である場合、確認書の提出なく、各要綱で給付を行った金融機関の口座に振り込みをすることができる。

(代理による受給)

第8条 受給者に代わり、代理人として第4条の規定による給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 市は、第1項第1号、2号及び3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第9条 住民税非課税世帯等給付金の申請受付開始日は、令和7年3月7日とする。

- 2 確認書の提出期限は、令和7年7月31日とする。
- 3 申請書の提出期限は、令和7年7月31日とする。
- 4 こども加算申請書の提出期限は、令和7年7月31日とする。

(事業の実施期限)

第10条 実施期限は、令和7年9月30日までとする。

(支給の決定)

第11条 市長は、申請書等を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し非課税給付金、こども加算給付金を支給する。

(住民税非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第12条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 13 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から、第 9 条第 2 項、第 3 項、第 4 項の期限までに、申請書等の提出若しくは申請が行われなかった場合、支給対象者が住民税非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が申請書等を受領した後、書類不足等による不備があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給決定ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

3 市長が第 11 条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 14 条 市長は、偽りその他不正の手段により住民税非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った住民税非課税世帯等給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 15 条 住民税非課税世帯等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1）以下に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の住民税非課税世帯等給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（2）申出者の満たすべき一定の要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（別紙様式1）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ 前号アからイまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

神奈川県内各市町村の定める基準日において、神奈川県内市町村の住民基本台帳に記録されている者で、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （４）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間

を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者(2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

〈お問い合わせ先〉
鎌倉市臨時特別給付金コールセンター
☎0120-001-646

平日 8:45～17:00 担当課:鎌倉市福祉総務課
臨時特別給付金担当

※お問い合わせの際は左記「確認書番号」をお知らせください。
※課税の状況など住民税に関することはコールセンターでは
お答えできません。

確認書番号

令和6年度住民税非課税世帯給付金 確認書送付のお知らせ

令和6年度住民税非課税世帯給付金（以下、「給付金」）について、令和6年12月13日時点での令和6年度住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、お知らせいたします。内容をご確認いただき、必要事項を記入・添付の上、**令和7年7月31日(当日消印有効)**までに、この確認書を同封の返信用封筒にて返送してください。

支 給 額	1世帯当たり 3万円 及びこども※1 1人当たり 2万円	
手続方法	確認書(右面)に必要な事項(受給する場合は①～③(代理受給を希望する場合は加えて裏面④))をご記入の上、裏面に必要な書類を貼り付けて同封の返信用封筒にて郵送してください。 返送期限: 令和7年7月31日(木) (消印有効) 返送期限を過ぎた場合、支給することができません。	
提 出 物	必ず提出 (確認書の裏面に添付)	●令和6年度住民税非課税世帯給付金確認書 ●確認者(受給者)の本人確認書類のコピー <u>本人確認書類の例</u> (写真ありの場合1点、写真なしの場合2点) 写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等 写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等 ●振込先金融機関口座確認書類(振込を希望する口座の通帳やキャッシュカード等のコピー)
	代理受給を 希望する場合 〔受給者名義以外の口座へ 振込を希望する場合 (確認書の裏面に記入・添付)〕	●代理人の本人確認書類のコピー ●成年後見人等の法定代理人は資格が確認できる書類をあわせて提出してください。(登記事項証明書のコピー等)

※1…平成18年(2006年)4月2日以降生まれのこどもが対象です。また、基準日の翌日から令和7年7月31日(木)までに出生したこどもがいる場合、給付の対象となる場合があります。令和7年7月31日(木)までに別途申請が必要です。鎌倉市臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。

・支給確認書及び必要書類に不備がなく支給決定された場合、通知書を送付します。書類受付から支給まで1～2カ月程度かかる見込みです。

「電子申請」がおすすめです！

様式第1号(第6条関係)

電子申請であれば、添付資料の印刷・必要書類の郵送が不要です！
電子申請はこちらから→URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_detail?tempSeq=91461



令和6年度住民税非課税世帯給付金確認書

①世帯主(受給者)

氏 名	
住 所	

②受取口座記入欄

下欄に振込希望の口座情報を記載の上、裏面に振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 番 号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
銀行・金庫・信漁連 信組・農協 信連・漁協	本・支店 出張所		
金融機関番号	店番号	分類	①普通 ②当座
ゆうちょ銀行	店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入	口 座 番 号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択される場合は、通帳の銀行使用欄に記載の受取口座としての店番・口座番号または、キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市臨時特別給付金コールセンター(☎0120-001-646)までお問い合わせください。
※確認者(世帯主)以外の口座に振込を希望する場合は、裏面の「④代理人欄」も併せてご記入ください。

③確認欄(以下の項目を確認し、相違ない場合は署名してください。)

- 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は、支給対象となりません。
- 住民税の取扱いとして、扶養を受けているかわからないときは、親族等に確認してください。
- 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
- 確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- 既に他自治体から3万円の給付を受けている場合は、支給対象となりません。
- 左記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の受給を辞退したものとみなします。

【署名欄】

世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	日中に連絡可能な 電話番号
-------	-----	----------	------------------

・辞退及び「③確認欄」に相違がある場合は、下記に理由を記入し署名してください。

例)・私の世帯は給付金を受給しません。・私の世帯は支給要件に該当しません。

理 由	
世帯主氏名	

④代理人欄

代理人	フリガナ 代理人氏名	受給者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			大正 昭和 平成 年 月 日	
			日中連絡可能な電話番号: ()	
上記のものを代理人と認め、本給付金の受給を委任します。			受給者氏名	署名(または記名押印) 印

それぞれの欄に、必要書類のコピーを貼り付けてください。 ※原本は添付しないでください

【必須】右記の書類を必ず添付してください。

のりしろ
1. 振込先金融機関口座確認書類を添付してください。 「通帳」や「キャッシュカード」等のコピー (②「受取口座記入欄」に記載した金融機関名・支店・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分をご提出ください。) ※ネットバンキング等で通帳・キャッシュカードがない場合、金融機関名・支店コード・口座番号・口座名義人(カナ)がわかるネットバンキングの画面の写しを添付
のりしろ
2. 確認者(受給者)の本人確認書類のコピー 本人確認書類の例(写真ありの場合1点、写真なしの場合2点添付してください。) 写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等 写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等 ※本人確認書類の有効期限をご確認の上、有効なものを添付してください。

④代理受給を行う場合

のりしろ
●代理人の本人確認書類のコピー 本人確認書類の例(写真ありの場合1点、写真なしの場合2点添付してください。) 写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等 写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等 ※成年後見人等の法定代理人は資格が確認できる書類(発行後3カ月以内)をあわせて提出してください。(登記事項証明書のコピー等)

令和6年度住民税非課税世帯給付金確認書 記入例

①確認

あらかじめ印字されている世帯主(受給者)の氏名等が正しいか確認してください。

②必ず記入

受取を希望する口座を記入してください。記入した口座の金融機関名・支店・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード等のコピーを添付してください。

③必ず記入

上記の内容に相違ないことを確認した場合は、世帯主の署名または記名押印してください。
この確認書を記入した日付を記入してください。
日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

④代理受給を行う場合

代理人の氏名・住所・生年月日・日中に連絡可能な電話番号・受給者との関係を記入してください。
受給者氏名は、世帯主(受給者)が署名または記名押印してください。

表面

令和6年度住民税非課税世帯給付金確認書

①世帯主(受給者)			
氏名	鎌倉 太郎		
住所	〇〇市△△町××番地		
②受取口座記入欄			
下欄に振込希望の口座情報を記載の上、裏面に振込先金融機関口座確認書類を添付してください。			
金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
〇×	〇×	1234567	カマクラ タロウ
金融機関番号	店番号	分類	ゆうちょ銀行
	店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。 ※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市臨時特別給付金コールセンター(0120-001-646)までお問い合わせください。 ※確認者(世帯主)以外の口座に振込を希望する場合は、裏面の「④代理人欄」も併せてご記入ください。			
③確認欄(以下の項目を確認し、相違ない場合は署名してください。)			
●世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は、支給対象となりません。 ●住民税の取扱いとして、扶養を受けているかわからないときは、親族等に確認してください。 ●租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。 ●確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。 ●既に他自治体から3万円の給付を受けている場合は、支給対象となりません。 ●左記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の受給を辞退したものとみなします。			
【署名欄】			
世帯主氏名	鎌倉太郎	確認日	令和 7 年 2 月 10 日
		日中に連絡可能な電話番号	000-0000-0000

裏面

④代理人欄

代理人	フリガナ 代理人氏名	受給者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	カマクラ ハナコ		大正 (昭和) 平成 〇 年 △ 月 × 日	
	鎌倉 花子		妻	
上記のものを代理人と認め、本給付金の受給を委任します。			受給者氏名	鎌倉 太郎 印

返送期限: 令和7年7月31日(木) (消印有効)

※返送期限を過ぎた場合、支給することができません。

手続などのお問い合わせ

鎌倉市臨時特別給付金コールセンター 0120-001-646

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の
申請について

目 的	「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における物価高への支援の追加策として、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し支援するものです。
支 給 額	1世帯あたり3万円及び子ども1人当たり2万円
対象要件	(1) 基準日（令和6年12月13日）時点で鎌倉市に住民登録があること (2) 令和6年度住民税均等割非課税者のみで構成される世帯であること (3) 住民税課税者の被扶養者のみで構成された世帯でないこと なお、他市にお住まいの親族に扶養されている場合、市では扶養関係を把握できません。扶養の有無がわからないときは思い当たる親族の方にご自身で確認してください。 (4) 住民税が未申告でないこと (5) 租税条約による免除の適用を届け出ている者がいないこと
申 請 者	基準日（令和6年12月13日）時点の世帯主

以下、鎌倉市の場合（市町村によって異なる場合があります）

申請方法	鎌倉市が税情報を把握できる世帯へは「確認書」等を送付しています。送付がない世帯で上記の要件を満たす場合は、右側の「申請書兼請求書」を切り離し裏面まで記載の上、下記に郵送してください。 【郵送先】〒330-9890 日本郵便株式会社 さいたま新都心郵便局 私書箱150号 株式会社 広済堂ネクスト 行 (株式会社広済堂ネクストは、鎌倉市の給付金事業を受託している事業者です)
必要書類	(1) 非課税証明書(令和6年1月1日に鎌倉市に住民登録がない場合) ※必要な方のみ (2) 口座情報が確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)のコピー (3) 申請者(及び代理人)の本人確認書類のコピー (4) 代理人確認書類(別紙「代理人委任欄兼添付書類貼付用紙」参照) ※必要な方のみ
申請期限	令和7年(2025年)7月31日(木) ※当日消印有効

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金
申請書兼請求書

鎌倉市長あて

市受付印

1. 申請・請求者（世帯主）

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中連絡可能な電話番号： ()

2. 申請者が属する世帯の状況（※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載）

- 令和6年1月1日時点で鎌倉市に住民登録がない方は、令和6年1月1日時点の市区町村が発行する非課税証明書を添付して下さい。(複数いる場合は、該当する方全員の分)
- すでに本給付金を受給した世帯主は、支給対象となりません。

	フリガナ 氏 名	申請者 との 続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合記入)	R6年度 住民税 課税状況
1	(申請者に同じ)	本人	(申請者に同じ)		☐ 課税 ☐ 非課税 (被扶養者も含む)
2			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 課税 ☐ 非課税 (被扶養者も含む)
3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 課税 ☐ 非課税 (被扶養者も含む)
4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 課税 ☐ 非課税 (被扶養者も含む)

3. 振込口座（原則、「1.申請・請求者」名義の口座とします。）

下欄に振込希望の口座情報を記載の上、裏面に振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせてください
銀行・金庫・信漁連 信組・農協 信連・漁協	本・支店 出張所		
金融機関番号	店番号	分類	①普通 ②当座
ゆうちょ銀行	店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせてください
	※		

※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市臨時特別給付金コールセンター（0120-001-646）までお問い合わせください。

※ 裏面もご記入ください ※

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック☑してください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯支援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件すべてに該当します。
※1つでも該当しない場合は対象になりません。
- 【支給要件】
- ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
- イ 世帯の全員が、令和6年度住民税課税者の扶養を受けている世帯ではない。
※扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、ご親族に確認してください。
- ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ②既に鎌倉市や他自治体から3万円の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- ③給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求め・提供することに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ一定期間を過ぎても市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書兼請求書（本書）
※本書に必要事項をご記入の上ご提出ください。
- ☐ 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和6年度住民税非課税証明書のコピー（令和6年1月1日時点で鎌倉市に住民登録がない方全員分）
- ☐ 振込口座を確認できる書類（コピー）
- ☐ 申請・請求者の本人確認書類（コピー）
- ☐ 代理人確認書類 ※必要な方のみ

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや不備がある場合、給付を受けられない可能性があります。）

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者署名（又は記名押印）：

✂
キ
リ
ト
リ
線

記入例

① 記入

世帯主の方を申請者としてください。代理人が手続きする場合は、別紙「代理人欄兼 添付書類貼付用紙」の委任欄をご記入ください。

② 記入

現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方は、その時点の住所を記入してください。令和6年度住民税の状況について、非課税もしくは課税から選んでチェックしてください。

③ 記入

ゆうちょ銀行またはその他の金融機関いずれかで希望する方の口座を記入してください。申請者（世帯主）でない方の口座を希望する場合は、別紙「代理人委任欄兼 添付書類貼付用紙」の委任欄をご記入ください。

④ 確認・記入

①～⑦の内容を確認し、問題なければ最後にチェック☑してください。

⑤ 記入

署名した日を記入し、申請者が署名してください。署名が難しいときは記名押印。

1. 申請・請求者（世帯主）

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
マルバツ タロウ ○× 太郎	大正・昭和・平成・令和 △ 年 □ 月 × 日	鎌倉市△△町○-□ 日中連絡可能な電話番号: XXX(0000)△△△

2. 申請者が属する世帯の状況（※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載）
○令和6年1月1日時点で鎌倉市に住民登録がない方は、令和6年1月1日時点の市区町村が発行する非課税証明書を添付して下さい。（複数いる場合は、該当する方全員の分）
○すでに本給付金を受給した世帯主は、支給対象となりません。

	フリガナ 氏 名	申請者 との 続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住所 （現住所と異なる場合記入）	R6年度 住民税 課税状況
1	（申請者に同じ）	本人	（申請者に同じ）		☐ 課税 ☒ 非課税 （被扶養者も含む）
2	マルバツ ハナコ ○× 花子		大正・昭和・平成・令和 △ 年 □ 月 × 日		☐ 課税 ☒ 非課税 （被扶養者も含む）
3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 課税 ☐ 非課税 （被扶養者も含む）
4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 課税 ☐ 非課税 （被扶養者も含む）

3. 振込口座（原則、「1.申請・請求者」名義の口座とします。）

下欄に振込希望の口座情報を記載の上、裏面に振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義（カナ） ※通帳の標記に合わせてください
○× （印） 当座・信託課 債権・債権 債権・当座	○× （印） 当座 （出資者）	1 2 3 4 5 6 7	マルバツ タロウ
金融機関番号	店番号	分類 （①普通）（②当座）	
ゆうちょ銀行	店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入	口座番号	口座名義（カナ） ※通帳の標記に合わせてください

※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市臨時特別給付金コールセンター（ ☎0120-001-646 ）までお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック☑してください。

☒ 以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯支援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件すべてに

本申請の内容に相違ありません。
令和 7 年 □ 月 △ 日
申請者署名（又は記名押印）： ○× 太郎

令和6年度こども加算給付金の 申請について

目 的	「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における物価高への支援の追加策として、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し支援するものです。
支 給 額	18歳以下(平成18年(2006年)4月2日以降出生)の児童一人あたり2万円
対象要件	(1) 令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯支援給付金の対象世帯であること (2) (1) の世帯内に、18歳以下(平成18年(2006年)4月2日以降出生)の児童がいる (3) 基準日（令和6年12月13日）時点で鎌倉市に住民登録があるまたは、基準日以降に出生した児童であること
申 請 者	基準日（令和6年12月13日）時点の世帯主

以下、鎌倉市の場合（市町村によって異なる場合があります）

申請方法	上記の要件を満たす場合は、右側の「申請書兼請求書」を切り離し裏面まで記載の上、下記に郵送してください。 【郵送先】〒330-9890 日本郵便株式会社 さいたま新都心郵便局 私書箱150号 株式会社 広済堂ネクスト 行 (株式会社広済堂ネクストは、鎌倉市の給付金事業を受託している事業者です)
必要書類	(1)申請書 (2)口座情報が確認できる書類（通帳やキャッシュカード等）のコピー ※令和6年度非課税世帯支援給付金の受給口座と異なる口座を希望する方のみ (3)申請者（及び代理人）の本人確認書類のコピー (4)代理人確認書類（別紙「代理人委任欄兼添付書類貼付用紙」参照） ※必要な方のみ (5)基準日以降に鎌倉市から転出し、その後出生した場合、それを証明する書類
申請期限	令和7年(2025年)7月31日(木) ※当日消印有効

お問い合わせ先

鎌倉市臨時特別給付金コールセンター **☎0120-001-646**（受付時間 平日8:45～17:00）

令和6年度こども加算給付金 申請書兼請求書

鎌倉市長あて



1. 申請・請求者（世帯主）

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中連絡可能な電話番号： ()

2. 給付金対象児童

○新たに申請する児童の情報のみ記入してください。

	フリガナ 氏 名	申請者 との 続柄	生年月日	住 所 (世帯主住所と異なる場合に記入)
1			平成・令和 年 月 日	
2			平成・令和 年 月 日	

3. 振込口座（原則、「1.申請・請求者」名義の口座とします。）

○原則、令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯支援給付金の受給時と同じ口座に振り込みます。
別口座を希望の場合は下欄に口座情報を記載の上、裏面に振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせてください
銀行・金庫・信漁連 信組・農協 信連・漁協	本・支店 出張所		
金融機関番号	店番号	分類 ①普通 ②当座	
ゆうちょ銀行	店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせてください
	※		

※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市臨時特別給付金コールセンター（**☎0120-001-646**）までお問い合わせください。

※ 裏面もご記入ください ※

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック☑してください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①

こども加算給付金申請書兼請求書(以下「給付金」という。)の支給要件すべてに該当します。
※1つでも該当しない場合は対象になりません。

【支給要件】

ア

令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯支援給付金の対象世帯であること

イ

上記アの世帯内に、18歳以下(平成18年(2006年)4月2日以降出生)の児童がいること

ウ

対象の児童が、基準日(令和6年12月13日)時点で鎌倉市に住民登録があるまたは、基準日以降に出生した児童であること

②

既に鎌倉市や他自治体から2万円のこども加算給付金の支給を受けた児童ではありません。

③

給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求め・提供することに同意します。

④

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑤

この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑥

市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ一定期間を過ぎても市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金が支給されないことに同意します。

⑦

給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

☐

令和6年度こども加算給付金申請書兼請求書

※本書に必要事項をご記入の上ご提出ください。

☐

基準日以降に出生した児童または市外に居住する児童を証明する書類

※該当する方のみ

☐

振込口座を確認できる書類(コピー)

☐

申請・請求者の本人確認書類(コピー)

☐

代理人確認書類

※必要な方のみ

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや不備がある場合、給付を受けられない可能性があります。)

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者署名(又は記名押印)：

記入例

①

記入

世帯主の方を申請者としてください。代理人が手続きする場合は、別紙「代理人欄兼 添付書類貼付用紙」の委任欄をご記入ください。

1. 申請・請求者(世帯主)

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
マルバツ タロウ	大正・昭和・平成・令和	鎌倉市△△町○ー□
○× 太郎	△ 年 □ 月 × 日	日中連絡可能な電話番号: XXX(0000)△△△△

②

記入

基準日時点(12月13日以前)で対象となり受給を受けた児童は記載せず、基準日以降に出生した受給を受けていない児童のみ記載してください。
世帯主と住所が異なる場合は、その時点の住所を記入してください。(別世帯だが扶養している児童等)

2. 給付金対象児童

○新たに申請する児童の情報のみ記入してください。

	フリガナ 氏 名	申請者との 続柄	生年月日	住 所 (世帯主住所と異なる場合に記入)
1	マルバツ ジロウ	子	平成・令和	
	○× 次郎		△ 年 □ 月 × 日	
2	マルバツ サブロウ	子	平成・令和	鎌倉市△△町○ー□
	○× 三郎		△ 年 □ 月 × 日	

③

必要であれば記入

原則、令和6年度非課税世帯支援給付金の受給時と同じ口座に振り込みます。
変更がない場合は記入しないでください。

3. 振込口座(原則、「1.申請・請求者」名義の口座とします。)

○原則、令和6年度鎌倉市住民税非課税世帯支援給付金の受給時と同じ口座に振り込みます。
別口座を希望の場合は下欄に口座情報を記載の上、裏面に振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせてください
○× ※印: 当座・普通預金 印: 当座・普通預金 印: 当座・普通預金	○× ※本支店 : 出張所	1234567	マルバツ タロウ
金融機関番号	店番号	分類	①普通 ②当座
ゆうちょ銀行	店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせてください

※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市面時特別給付金コールセンター(☎0120-001-646)までお問い合わせください。

④

確認・記入

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック☑してください。

☒

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①こども加算給付金申請書兼請求書(以下「給付金」という。)の支給要件すべてに該当します。

⑤

記入

本申請の内容に相違ありません。
令和 7 年 □ 月 △ 日
申請者署名(又は記名押印)： ○× 太郎

手続などのお問い合わせ

鎌倉市 臨時特別給付金コールセンター ☎0120-001-646 (受付時間 平日8:45～17:00)